

インドネシア情報レポート

(2024年7月30日)

(公財)大阪産業局 インドネシアビジネスサポートデスク

PT. JAC Consulting Indonesia

2024年7月18日～28日までの11日間、インドネシアで最大規模の自動車展示会である「GIIAS 2024 - GAIKINDO Indonesia International Auto Show」がバンテン州タンゲラン（ジャカルタ近郊）で開催され、各社の最新モデルが展示されました。日系自動車メーカーはホンダやスズキの新しい電気自動車（EV）が目を引き中、トヨタや日産のハイブリッド車も注目を集めました。一方で中国のEVブランドであるアイオンやBAIC、チェリーといったメーカーも初出展し、存在感を示していました。インドネシアに進出している多くの日系企業が自動車産業である観点から、今後の産業、或いは国内日系企業の動向を予想する上で重要な展示会になっています。

さて、今回のレポートではインドネシアの個人情報保護法（PDP法）についてご紹介します。現在インドネシアの最新の該当法令は、法令2022年27号です。法令こそ2022年に制定されていますが、最近インドネシア情報省からアナウンスがあり、2024年10月までに各社に同法令を徹底するよう呼び掛けています。これにより多くの民間企業は対応に迫られており、日系企業も例外ではありません。同法令では主に個人情報の定義や企業の義務について規定されており、各企業は①個人情報管理（使用）同意書や②個人情報管理フローの策定を行う必要があります。これには個人情報の定義を明確にする必要がありますが、同法令では詳細に規定されていないため企業が対応に苦慮する原因になっています。例として、名前や性別、血液型、収入、住所、連絡先などの情報の中で、どこまでが個人情報として取り扱われるのか或いは個人情報に含まれないのかといったことがあげられます。実際に専門家である法律事務所や各コンサル企業によっても見解が分かれています。このようなインドネシアの個人情報保護法ですが今後、同法令の徹底状況について各日系企業の親会社での監査対象となることが予想され、インドネシア駐在員の間でトレンドになると考えられます。